

「技術士CPD活動実績の管理及び活用制度」の手続きフロー

日々のCPD活動

技術士登録手続き完了日以降に実施したCPD活動が技術士CPDの対象となる。



1 CPD活動実績を登録【CPD活動の記録】

日本技術士会のWEB登録・管理システム
Pe-CPD に登録

または

日本技術士会以外のCPD登録関係学協会
技術士CPD実施法人 に登録



～ 関連手続き ～

技術士CPD登録証明書の発行申請

Pe-CPDに登録された記録が対象、
指定した期間※【月単位】について
CPD活動実績時間を証明

※ 過去5年分まで可



2-① 技術士CPD活動実績簿への記載申請

上記1で登録したCPD活動実績の
年度【4月～3月】ごとのCPD時間数※1を
技術士CPD活動実績簿に記載する※2。

※1 過去5年度まで可

※2 申請内容の確認あり、結果はメール通知



技術士CPD活動実績名簿への掲載

申請①で「名簿への掲載」を希望し、
所定の時間数を満たす場合に

基準CPD時間※1達成者名簿 または
推奨CPD時間※2達成者名簿 に掲載※3

※1 前年度 20CPD時間以上 50CPD時間未満

※2 前年度 50CPD時間以上(うち倫理 1CPD時間以上)

※3 日本技術士会ホームページで公表

2-② 技術士登録事項の変更

①と同時に「登録事項の変更」を届出※、
技術士登録簿「資質向上の取組状況」欄
にCPD活動実績時間を記載する。

※ 上記①のWEB申請の際に届出書が自動で
作成され、①と②を同時に申請



技術士CPD活動実績証明書の発行申請

技術士CPD活動実績簿に記載された
年度毎のCPD活動実績時間を証明※

※ 過去5年度まで可



3 技術士(CPD認定)の認定申請

上記2の変更手続きが完了し、
技術士登録簿に記載されたCPD活動実績
が所定の要件★1, 2を満たす場合に
技術士(CPD認定)の認定※を申請する
ことができる。

※ 有効期間は認定日から5年間



技術士(CPD認定)名簿への掲載

申請3で「名簿への掲載」を希望し、
CPD認定を受けた場合に

技術士(CPD認定)名簿 に掲載※

※ 日本技術士会ホームページで公表



技術士(CPD認定)認定証の交付

★1 申請前の過去5年度間で、[1] 合計250CPD時間の実績、かつ[2] そのうち5CPD時間以上の技術者倫理の実績、かつ[3] 各年度が少なくとも20CPD時間の実績が登録されていること。

★2 2025年3月末までの申請については、直近の過去2年度連続して推奨CPD時間(50CPD時間以上)が登録されていることにより同様の措置を講じる。【当面の移行措置】